

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		観覧料等の減免
根拠条例・規則名		さいたま市うらわ美術館条例
条 項		第 1 3 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館（電話：048-827-3215）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は市教育委員会が主催する事業に利用する場合 100 分の100</p> <p>(2) 教育課程に基づく学習活動として学生、生徒又は児童及びその引率者が利用する場合 100 分の100</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市教育委員会が特に必要と認める場合</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 減免申請書が届き次第、直ちに処理している。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		